

簡易調停による越境物に関する覚書作成について

境界紛争解決センターぎふ

筆界立会いが完了し構造物が越境していることが分かったとき、どのような対応をされていますか？一つの解決策として「覚書」を作成し将来に備えるという方法がありますが、ご自身で作成されますか？

弁護士以外の者が「越境物に関する覚書」を業務として作成すると、弁護士法72条の非弁行為とされる恐れがあるとされています。

「ADRセンターの“覚書調停”のシステムを利用してみませんか？」

境界紛争解決センターぎふでは、ご自分で作成されることに不安のある方、また専門家が間に入って相談に乗ってもらい覚書の作成をプロにお任せしたいとお考えの地権者の方々などに是非ご利用いただきたいと考えて、ADRセンターの簡易調停手続きによる覚書作成方法＝「覚書調停」を提案する事とし、別紙のチラシを作成しました。

「越境物に関する覚書」の作成に ADRの簡易調停の制度をご利用ください

■ADRの簡易調停を利用して「越境物に関する覚書」を作成する■

この「覚書調停」では、通常のADRの調停手続きを極限まで簡素化し、期日を1回で済ませるような流れで「覚書」を作成することが可能になるように考慮しています。

当事者双方が一般的な覚書を作成することで問題の解決を望んでおられる案件では、通常では調停申立ての前置とされている相談手続きを省略し、すぐに調停申立てをしていただきます。

また、当事者が望む和解の内容が明確になっていれば、早期に和解契約書の作成に取り掛かり、期日1回のみで和解成立とすることも可能です。この場合の費用は、調停申立手数料2万円＋期日手数料2万円＝合計手数料4万円（税別）となります。

「越境物に関する覚書」に関与することについて、皆様の中で少しでも不安があれば、ぜひ「ADRの簡易調停による越境物に関する覚書作成」をご利用下さい。